いばらき

健康保険委員だより

全国健康保険協会
協会けんぽ
茨城支部
2025.9 Vol.41

過去にさかのぼって健康保険の資格がなくなった場合、資格がなくなった期間の**「医療費」**及び**「給付金」**は**返納**していただくことになります。

返納となるケース

◎医療費

資格がなくなった期間に健康保険を使用して医療機関などを受診されていた場合は、**全額自己負担となりますので、窓口での自己負担分を除いた医療費を返納いただくことになります。**

◎給付金

資格がなくなった期間に健康保険から支給された傷病手当金や高額療養費などの給付金を受給していた場合は、**支給された給付金の全額を返納いただくことになります。**

◆返納いただく方法

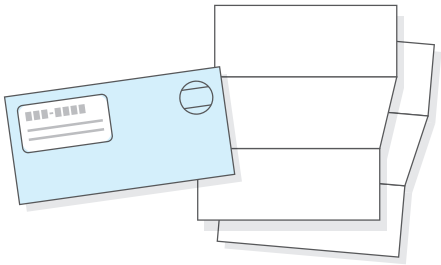

後日、協会けんぽからご本人様あてに納付書を送付します。

納付書がお手元に届きましたら、記載されている納付期限までに納付をお願いします。

皆様のご協力をお願いします。

令和６年度において、６か月以上の被保険者資格の遡及喪失等によって発生した返納金調定件数は協会けんぽ全体で**約25,300 件**、調定金額は**約21億１千万円**となっており、対象者から返納金を回収する必要が生じております。

資格がなくなった場合は資格確認書（保険証を含む）を速やかに年金事務所へお返しください。また、資格喪失後は**国民健康保険等、新たな健康保険の加入手続きを速やかに行う必要がありますのでご協力をお願いします。**

申請書を提出される際は以下のポイントにご注意ください!!

申請書をコピーして使わない

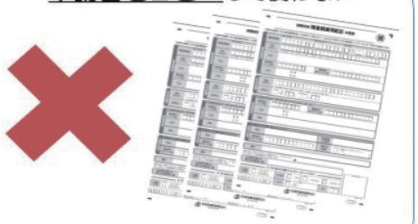

印字位置がずれてしまったり、印字が薄くなります。

【読み取り部分】へのメモ書き、ホッチキス、付せん、のり付けはしない

【読み取り部分】とは、
申請書四隅の黒線、記号番号、様式番号となります。

協会けんぽから申請書を入手した場合、申請書の切り離しはしない。

協会けんぽから傷病手当金や出産手当金の申請書をお送りする場合は、A3版の申請書となりますが、切り離す必要はありません。

ホームページから申請書をダウンロードした場合、両面印刷・縮小拡大印刷・トナーセーブはしない

A4片面、「実際のサイズ」で印刷してください。

協会けんぽHPに便利なAIチャット機能がございますのでぜひご利用ください。

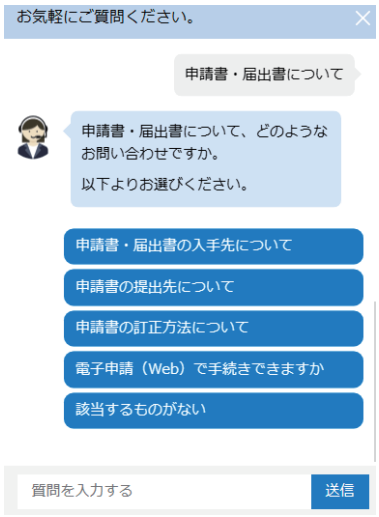

事業主様へ
健康診断後の特定保健指導を受ける時間の確保をお願いします！！

健康診断は生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。
健診で自身の健康状態が分かったら、その後の行動につなげることこそが大切です。
特に生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導（※）のご案内がされますので、必ず受けましょう。
※特定保健指導は、健診の結果、メタボリックシンドローム（メタボ）に該当された40～74歳までの方に、保健師または管理栄養士が無料で実施している健康サポートです。

健診機関によっては健康診断後、当日に特定保健指導を案内される場合もあります。
その際は**必ず当日に特定保健指導を受けてください。**
メタボリックシンドロームの状態を放置していると、命に関わる重大な病気になる危険度が高くなります。
事業所の担当者につきましては、健康診断当日または後日に特定保健指導を受ける時間の確保をお願いいたします。

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/

〒310-8502
水戸市宮町1-2-4
マイムビル9階
☎029-303-1500（代表）

マイナ保険証を使用しましょう!

※令和6年12月2日以降、保険証は発行されなくなりました。